

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含まれます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	「該当なし」	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和3年分 (熊本県)

2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
あ	あさぎり町	ゴルフ場用地	熊本クラウンゴルフ倶楽部	2.3
	阿蘇市	ゴルフ場用地	あつまる阿蘇赤水ゴルフ倶楽部	1.2
			阿蘇リゾートグランヴィリオホテルゴルフ場	1.0
			コスギリゾート阿蘇ハイランドゴルフコース	1.4
	天草市	ゴルフ場用地	ザ・マスターズ天草コース	0.8
	荒尾市	ゴルフ場用地	九州ゴルフ倶楽部小岱山コース	1.1
			グリーンランドリゾートゴルフコース	8.8
	遊園地等用地	グリーンランド	4.6	
う	宇城市	ゴルフ場用地	ワールドカントリー倶楽部	1.6
			不知火カントリークラブ	1.2
			あつまるレークカントリークラブ	1.6
	宇土市	ゴルフ場用地	チェリーゴルフ宇土コース	1.4
産山村	ゴルフ場用地	阿蘇やまなみリゾートホテル&ゴルフ倶楽部	0.9	

令和3年分
(熊本県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる率 倍
お	大津町	ゴルフ場用地	阿蘇大津ゴルフクラブ	1.4
か	上天草市	ゴルフ場用地	チェリーゴルフクラブ天草コース	2.1
き	菊池市	ゴルフ場用地	くまもと中央カントリークラブ	1.5
			菊池カントリークラブ	1.8
			菊池高原カントリークラブ	2.3
	菊陽町	ゴルフ場用地	熊本空港カントリークラブ	1.2
く	熊本市	ゴルフ場用地	植木カントリークラブ	1.4
			くまもと城南カントリークラブ	1.7
こ	甲佐町	ゴルフ場用地	熊本南カントリークラブ	1.6
	合志市	ゴルフ場用地	百花園ゴルフ場	1.5
さ	相良村	ゴルフ場用地	チェリーゴルフ人吉コース	1.0
た	高森町	ゴルフ場用地	阿蘇スカイブルーゴルフリゾート	1.7
	玉名市	ゴルフ場用地	玉名カントリークラブ	1.2
			司ロイヤルゴルフクラブ	1.1
な	和水町	ゴルフ場用地	司菊水ゴルフクラブ	1.6
	南関町	ゴルフ場用地	中九州カントリークラブ	1.0
に	錦町	ゴルフ場用地	球磨カントリー倶楽部	0.9
	西原村	ゴルフ場用地	グランドチャンピオンゴルフクラブ	1.6
			阿蘇グリーンヒルカントリークラブ	1.6
			肥後サンバレーカントリークラブ	1.5
ま	益城町	ゴルフ場用地	熊本益城カントリー倶楽部	1.3
			熊本高遊原カントリークラブ	1.1

令和3年分
(熊本県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる率 倍
み	南阿蘇村	ゴルフ場用地	南阿蘇カントリークラブ	1.2
			阿蘇東急ゴルフクラブ	1.3
			くまもと阿蘇カントリークラブ 湯の谷コース	1.9
	御船町	ゴルフ場用地	チサンカントリークラブ御船	1.2
や	八代市	ゴルフ場用地	八代ゴルフ倶楽部	1.1
	山鹿市	ゴルフ場用地	KAOゴルフ倶楽部	1.0
			鹿北ゴルフ倶楽部	1.0
	山都町	ゴルフ場用地	矢部サンバレーカントリークラブ	1.3